

基総発0925第1号

平成25年9月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

平成26年度における署長等及び署監督課長等の要員不足対策について

平成26年度における署長等及び署監督課長等の要員不足状況は、本年8月末日現在において別紙のとおりであり、依然として厳しい状況にある。

要員不足については、昭和61年11月1日付け基庶発第29号「署長等及び第一課長等の要員不足対策について」（以下「内かん」という。）により対処しているところであり、各局におかれても、このような厳しい状況を十分認識され、内かんに基づく要員不足対策をより徹底していただくようお願いする。

署長等及び署監督課長等要員不足状況(平成25年8月31日現在)

局名	署長等	署監督課長等	合計
01 北海道			
02 青森			
03 岩手		2	2
04 宮城			
05 秋田		2	2
06 山形		3	3
07 福島			
08 茨城		5	5
09 栃木			
10 群馬			
11 埼玉			
12 千葉			
13 東京			
14 神奈川			
15 新潟			
16 富山			
17 石川			
18 福井	1		1
19 山梨			
20 長野		4	4
21 岐阜			
22 静岡			
23 愛知			
24 三重			
25 滋賀			
26 京都			
27 大阪			
28 兵庫			
29 奈良			
30 和歌山	2		2
31 鳥取		2	2
32 島根	2	1	3
33 岡山			
34 広島			
35 山口			
36 徳島	1		1
37 香川			
38 愛媛			
39 高知		1	1
40 福岡			
41 佐賀			
42 長崎		1	1
43 熊本			
44 大分			
45 宮崎			
46 鹿児島			
47 沖縄	1	1	2
合計	7	22	29

注1) 「署長等」は署長・署次長・監察監督官を、「署監督課長等」は署監督課長・方面主任監督官・専門監督官・監督係長を表す。

注2) 上記不足数は、平成25年8月末現在の見込数であり、今後変動することがある。